

収入印紙

貼 付

旧香川診療所不用品処分業務委託契約書

排出事業者：高松市病院事業管理者（以下「発注者」という。）と、処分業者：〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、旧香川診療所から排出される不用品の処分（以下「業務」という。）に関して次のとおり契約を締結する。

（法令等の遵守）

第1条 発注者及び受注者は、業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律ほか関係法令の規定を遵守するものとする。

（業務の委託）

第2条 発注者は、業務を受注者に委託し、受注者はこれを受諾するものとする。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （1）受注者の処分に関する事業範囲は次のとおりとし、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業区分： 許可証記載のとおり

産業廃棄物の種類： 許可証記載のとおり

許可の条件： 許可証記載のとおり

許可番号： _____

- （2）発注者が、受注者に処分を委託する旧香川診療所から排出された産業廃棄物の種類、数量及び委託料は、次のとおりとする。

種類： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

数量： 1,800 m³（予定）

委託料： _____ 円（消費税及び地方消費税込額）

- （3）受注者は、発注者から委託された前2号の産業廃棄物について、次に示す事業場（処分施設）において、適正に処分する。

事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

施設の処理能力： 許可証記載のとおり

- (4) 発注者から受注者に委託された産業廃棄物の中間処理後の最終処分（予定）は次のとおりとする。

産業廃棄物等	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
同条第2号のとおり				

- (5) 同条第2号の産業廃棄物における同条第3号に指定する事業場への搬入は、次の収集運搬業者が行う。

住 所（所在地）：_____

代 表 者 氏 名：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：許可証記載のとおり

許可の条件：許可証記載のとおり

許可番号：_____

（適正処理に必要な情報の提供）

第4条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ受注者に提供しなければならない。産業廃棄物の情報は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状は、有害特性、腐敗及び性状の変化するものが含まれている可能性がある。荷姿はバラとする。
- (2) 発注者は、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

（発注者及び受注者の責任範囲）

第5条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者若しくは第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- 3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

（契約の保証）

第6条 受注者は、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において発注者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 受注者は、この契約に基づく一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

（秘密保持）

第8条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の終了後又は第16条から第19条までの規定により発注者若しくは受注者がこの契約を解除した後も、同様とする。

（再委託の禁止）

第9条 受注者は、発注者から委託された業務を第三者に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合においては、この限りではない。

（業務の変更等）

第10条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（履行期間の延長）

第11条 受注者は、その責めに帰すことのできない事由により履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に遅滞なくその事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

（報告の義務）

第12条 受注者は発注者から委託された業務が完了した後、直ちに完了届を提出する。また、10日以内にマニフェストD票及びE票を提出するものとする。

（委託料の額及び支払）

第13条 業務に係る委託料については、第3条第3号に定める金額とし、受注者は所定の手続に従って委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、委託料を受注者からの完了届によってその業務の完了を確認した後、受注者から適法な請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（履行遅滞の場合における遅延損害金）

第14条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、遅延損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、委託料に対して遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第15条 受注者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び次条第1項第6号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。次条第1項第6号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。
- (2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(発注者の契約解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第19条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受注者の代表役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時処分業務契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、発注者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

第17条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この項において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下この項において「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

第18条 発注者は、前2条に定めるもののほか、やむを得ない理由があると認めるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合で受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（契約が解除された場合等の違約金）

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否した場合又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、第16条第1項第6号の規定による契約解除の全部又は一部について、第6条第1項第3号又は4号に掲げる保証が適用されない場合は、その適用されない範囲内においては、この限りでない。

(受注者の契約解除権)

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条第1項の規定による業務の変更により委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第10条第1項の規定による業務の中止の期間が履行期間の2分の1以上を超えるとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(賠償金の支払)

第20条 受注者は、第17条第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の徴収)

第21条 受注者がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定による追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約の期間)

第22条 業務の履行期間は、契約締結日から令和7年8月29日までとする。

(契約解除に伴う措置)

第23条 発注者は、契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行完了部分に対する委託料を受注者に支払うものとする。

- 2 受注者の義務違反により発注者が契約を解除した場合において、この契約に基づいて発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者はこの契約が解除された後も、その産業廃棄物に対するこの契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を、受注者の費用をもって自ら実行又は発注者の承諾を得た上で許可を有する者に行わせなければならない。

- 3 発注者の義務違反により受注者が契約を解除した場合において、この契約に基づいて発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者は発注者に対し、受注者の下にある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、又は受注者自ら発注者の下へ運搬した上で、発注者に対し、当該運搬に要した費用を請求することができる。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又は契約事項に疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 高松市
高松市病院事業管理者 和 田 大 助

受注者